

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第44号

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第56号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
(償還免除) 第15条 略 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと</u> <u>を証する書類</u> 3及び4 略	(償還免除) 第15条 略 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 (1)及び(2) 略 3及び4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。